

仙台市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱

(平成 27 年 9 月 17 日都市整備局長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号。以下「法」という。）第 118 条第 1 項の規定に基づく都市再生推進法人（以下「推進法人」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第 2 条 推進法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、都市再生推進法人指定申請書（様式第 1 号）を市長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の名、住所及び略歴を記載した書面（以下「法人名簿」という。）
- (4) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分掌を記載した書面
- (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (7) まちづくり活動の実績を示す書面
- (8) まちづくり活動区域を示す図面
- (9) 法第 119 条に規定する業務に関する計画書
- (10) 仙台市暴力団排除条例（平成 25 年 6 月 25 日仙台市条例第 29 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団でないこと並びに同条第 3 号に規定する暴力団員等が所属していないことを示す誓約書
- (11) 前各号に掲げるもののほか、推進法人の業務に関し参考となる書類

(指定の基準等)

第 3 条 市長は、前条第 1 項の規定による申請書の提出があった場合において、申請者が次の各号のすべてに該当すると認めるときは、法第 118 条第 1 項の規定により、当該申請者を推進法人として指定することができる。

- (1) まちづくりの推進を活動目的としていること。
- (2) 申請者又はその母体となっている組織にまちづくり活動の実績があること。
- (3) 仙台市内に事務所を有し、市内でまちづくり活動を行っていること。
- (4) 業務を適正かつ確実にを行うために必要な組織体制及び人員体制並びに必要な経費を賄うことができる経済的基礎を有していること。
- (5) 法第 119 条の業務を行うにあたって関係行政機関やほかの民間機関等と十分な連携を図ることが可能であること。
- (6) 仙台市暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団でないこと並びに同条第 3 号に

規定する暴力団員等が所属していないこと。

- 2 市長は、申請者を推進法人として指定したときは、都市再生推進法人指定書（様式第2号）により当該申請者に通知するとともに法第118条第2項の規定により公示するものとする。

（審査会）

第4条 市長は、推進法人の指定等の審査のため、審査会を置く。

- 2 審査会の委員は、別表に掲げる職にある者をもってこれに充てる。
- 3 審査会に委員長を置き、都市整備局市街地整備部長をもってこれに充てる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、第4条2項の委員以外の者を臨時委員として会議に出席させ意見等を求めることができる。
- 5 審査会は、原則として第2条第1項及び第2項の規定により提出された書類の審査を行う。
- 6 審査会の庶務は、都市整備局市街地整備部市街地整備課、地下鉄沿線まちづくり課又は都心まちづくり課のうち、申請されたまちづくり活動の区域（以下「申請区域」という。）を所管する課において処理する。ただし、申請区域が複数の所管に跨る場合は、市街地整備部長が所管する課を決定する。

（所掌事務）

第5条 審査会は、次に掲げる事項について審査する。

- (1) 第3条第1項に規定する推進法人の指定に関すること
- (2) その他委員長が必要と認めた事項

（会議）

第6条 委員長は、審査会を招集し、その議長となる。

- 2 審査会には申請区域に関係する委員を招集するものとし、委員は、会議に出席できないときは、原則としてその代理者を出席させるものとする。
- 3 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き議決をすることができない。
- 4 委員長は、審査会に申請者を招集し、申請内容等について説明させるものとする。
- 5 審査会の議事は、出席した全委員の賛成をもって決する。
- 6 委員長は、必要があると認めるときは、第4条第2項の委員以外の者を会議に出席させ、意見、説明又は資料の提出を求めることができる。

（名称等の変更）

第7条 法118条第3項に規定する変更の届出は、都市再生推進法人名称等変更届出書（様式第3号）により行うものとする。

- 2 市長は前項の届出があったときは、法第118条第4項の規定により当該届出に係る事項を公示するものとする。
- 3 推進法人は、当該事業年度に定めた業務内容を変更しようとするときは、あらかじめ都市再生推進法人業務変更届出書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

（事業の報告）

第8条 推進法人は、毎年度事業開始後、速やかにその事業年度の法人名簿、事業計画書及び収支予算書又はこれらに相当する書類を市長に提出するものとする。

2 推進法人は、毎事業年度終了後、速やかにその事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対象表又はこれらに相当する書類を市長に提出するものとする。

3 市長は法第 121 条第 1 項の規定により、業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要と認めるときは、推進法人に対し、その業務に関し報告させることができる。

(改善命令)

第 9 条 市長は、法第 121 条第 2 項の規定により、推進法人が業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、推進法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第 10 条 市長は法第 121 条第 3 項の規定により、推進法人が前条に規定する命令に違反したときは、第 3 条に規定する指定を取り消すことができる。

2 市長は、前項に規定する取消しを行う場合は、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）の規定により聴聞を行うものとする。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成 27 年 9 月 17 日から施行する。

附則（平成 31 年 4 月 22 日改正）

この改正は、平成 31 年 4 月 22 日から実施する。

附則（令和 3 年 3 月 10 日改正）

この改正は、令和 3 年 3 月 11 日から実施する。

附則（令和 3 年 7 月 16 日改正）

この改正は、令和 3 年 7 月 17 日から実施する。

附則（令和 7 年 2 月 25 日改正）

この改正は、令和 7 年 3 月 3 日から実施する。

【別表】

委員長	都市整備局	市街地整備部長	
委員	まちづくり政策局	政策企画部	政策企画課長
	市民局	市民活躍推進部	地域政策課長
			市民協働推進課長
	都市整備局	計画部	都市計画課長
			都市景観課長
		市街地整備部	市街地整備課長
			地下鉄沿線まちづくり課長
			都心まちづくり課長
	建設局	道路部	道路管理課長
		百年の杜推進部	公園管理課長
	青葉区	まちづくり推進部	まちづくり推進課長
		建設部	公園課長
			道路課長
			街並み形成課長
		宮城総合支所	まちづくり推進課長
			公園課長
			道路課長
	宮城野区	まちづくり推進部	まちづくり推進課長
		建設部	公園課長
			道路課長
街並み形成課長			

	若林区	まちづくり推進部	まちづくり推進課長
		建設部	公園課長
			道路課長
			街並み形成課長
	太白区	まちづくり推進部	まちづくり推進課長
		建設部	公園課長
			道路課長
			街並み形成課長
		秋保総合支所	まちづくり推進課長
			建設課長
		泉区	まちづくり推進部
	建設部		公園課長
道路課長			
街並み形成課長			